



平成 20 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社 オーシャンシステム
所 在 地 新潟県三条市西本成寺二丁目 26 番 57 号
代表者名 代表取締役社長 樋口 毅
(JASDAQ・コード 3096)
問合せ先 取締役管理本部長 磯西雅夫
電話番号 (0256) 33-3987 (代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 12 日開催の取締役会において、定款の一部変更について下記のとおり、平成 20 年 6 月 27 日開催予定の定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 経営環境の変化に迅速に対応した経営体制を機動的に構築できるよう、取締役の定員を 15 名以内に減員するとともに、取締役の決議により必要に応じた機動的な剰余金の配当等の実施を可能とするため、取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮するものであります。
- (2) 会計監査人に関する規定を新設するものであります。
- (3) 定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。
- (4) 旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。
- (5) 上記の変更に伴い、一部条文の整備を行うものであります。

2. 変更の内容

別紙のとおりであります。

3. 今後の日程

平成 20 年 6 月 27 日 第 30 期定時株主総会開催

平成 20 年 6 月 27 日 定款変更の効力発生

以 上

別紙

(下線部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第 1 条 (条文省略)</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 (条文省略)</p> <p>(1) ~ (13) (条文省略)</p> <p>(14) 前各号の附帯する一切の業務 (本店の所在地)</p> <p>第 3 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当会社の公告は、<u>電子公告により行う。</u> ただし、<u>電子公告によることができない事故</u> <u>その他やむを得ない事由が生じたときは</u>、日 本経済新聞に掲載する方法により行う。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第6条 (条文省略)</p> <p>(単元株式数および単元未満株式の不発行)</p> <p>第7条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 (現行どおり)</p> <p>(1) ~ (13) (条文省略)</p> <p>(14) 前各号に附帯する一切の業務 (本店の所在地)</p> <p>第 3 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(機 関)</u></p> <p>第 4 条 <u>当会社は、株主総会および取締役のほ</u> <u>か、次の機関を置く。</u></p> <p><u>(1) 取締役会</u></p> <p><u>(2) 監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当会社の公告方法は、<u>電子公告とする。</u> ただし、<u>事故その他やむを得ない事由によっ</u> <u>て電子公告による公告をすることができない</u> <u>場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 当社は、<u>単元株式数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>3 当社の<u>単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) (新 設) (新 設)</p> <p><u>(基準日)</u></p> <p>第 8 条 <u>当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p>2 <u>前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 9 条 (条文省略)</p> <p>2 (条文省略)</p>	<p>2 当社は、<u>前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p><u>(単元未満株式についての権利)</u></p> <p>第 9 条 当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p><u>(4) 次条に定める請求をする権利</u></p> <p><u>(単元未満株式の買増し)</u></p> <p>第 10 条 <u>当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(株式名簿管理人)</p> <p>第 11 条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>3 当社の株主名簿、<u>株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の<u>株券の種類ならびに株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p><u>(招集地)</u></p> <p>第 12 条 株主総会は、新潟県において招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 (条文省略)</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに<u>したが</u><u>い、インターネットを利用する方法で開示することができる。</u></p>	<p>3 当社の株主名簿 (<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>)、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>2 株主総会は、新潟県において招集する。</p> <p><u>(定時株主総会の基準日)</u></p> <p>第 14 条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示と<u>みなし提供</u>)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに<u>従</u><u>いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、<u>本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 (条文省略)</p> <p>2 (条文省略)</p> <p><u>(議事録)</u></p> <p>第17条 <u>株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>20名以内とする。</u> (選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>株主総会の決議によって選任する。</u> 2～3 (条文省略) (任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後<u>2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した<u>議決権を行使することができる株主の議決権の過半数</u>をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>15名以内</u>とする。 (選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>株主総会において選任する。</u> 2～3 (現行どおり) (任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(取締役会の設置)</u></p> <p>第 21 条 <u>当社は、取締役会を置く。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 22 条 <u>代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>2 <u>取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 23 条 (条文省略)</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 (条文省略)</p> <p>2 <u>取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p><u>(取締役会の決議方法等)</u></p> <p>第 25 条 <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>2 <u>当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 22 条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 23 条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 (現行どおり)</p> <p>2 <u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p><u>(取締役会の決議の省略)</u></p> <p>第 25 条 <u>当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(取締役会の議事録)</u></p> <p><u>第26条</u> <u>取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u></p> <p><u>2</u> <u>前条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第27条 (条文省略) (報酬等)</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>(社外取締役との責任限定契約)</u></p> <p><u>第29条</u> <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任に限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p><u>(監査役および監査役会の設置)</u></p> <p><u>第30条</u> <u>当社は、監査役および監査役会を置く。</u></p> <p>(員 数)</p> <p>第31条 (条文省略)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第26条 (現行どおり) (報酬等)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p><u>第28条</u> <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2</u> <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(削 除)</p> <p>(員 数)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任方法)</p> <p>第32条 監査役は、株主総会<u>の決議によって</u>選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>(任 期)</p> <p>第33条 (条文省略)</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第35条 (条文省略)</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p>第 36 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p>第 37 条 <u>監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面、または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第38条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第39条 (条文省略)</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第30条 監査役は、株主総会<u>において</u>選任する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として</u>選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第32条 監査役会は、<u>その決議によって</u>常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第33条 (現行どおり)</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第34条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第35条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u></p> <p>第40条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、<u>同法第423条第1項の賠償責任に限定する契約を締結することができる</u>。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第<u>6</u>章 計 算 (事業年度)</p> <p>第<u>41</u>条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年<u>間</u>とする。</p>	<p><u>(監査役の責任減免)</u></p> <p>第36条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる</u>。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第6章 会計監査人 <u>(会計監査人の選任方法)</u></p> <p>第37条 <u>会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>(会計監査人の任期)</u></p> <p>第38条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u></p> <p><u>(会計監査人の報酬等)</u></p> <p>第39条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>第<u>7</u>章 計 算 (事業年度)</p> <p>第<u>40</u>条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(剰余金の配当)</p> <p>第42条 <u>剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して行う。</u></p> <p><u>(中間配当)</u></p> <p>第43条 <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(剰余金の配当等の除斥期間)</p> <p>第44条 <u>剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第41条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</u></p> <p>(削 除)</p> <p><u>(剰余金の配当の基準日)</u></p> <p>第42条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>2 <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p>3 <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第43条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>